

ふるさと信州棚田支援事業 取扱要領

(平成16年4月1日付け16農村第46号農政部長通知)

(平成31年2月12日付け30農整第871号農政部長通知)

(令和3年2月18日付け2農整第1057号農政部長通知)

(令和5年1月27日付け4農整第1010号農政部長通知)

第1 支援経費

ふるさと信州棚田支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）第4に規定する支援対象事業費の内訳は、次のとおりとする。

- (1) 報償費（講師謝礼等）
- (2) 旅費
- (3) 需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費等）
- (4) 役務費（通信運搬費、諸手数料等）
- (5) 委託料
- (6) 使用料及び賃借料（会場、駐車場、物品、重機等の使用料及び賃借料等）
- (7) 資材購入費

なお、事務所の賃借料、光熱水費、備品費、団体全体の運営に係る人件費、本事業の申請に要した経費は対象外とする。

第2 応募書類

実施要領第5に規定する応募申請書及び推薦調書の様式は、次のとおりとする。

ふるさと信州棚田支援事業応募申請書 (様式第1号)

ふるさと信州棚田支援事業推薦調書 (様式第2号)

第3 支援対象団体の選考基準

実施要領第6に規定する書類審査の選考にあたっては、事業適性、公益性・社会貢献性、創造性・工夫性、事業継続性、費用対効果等の視点から適正に判断するものとする。

第4 事業計画の変更

実施要領第8に規定する重要な変更とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業内容の著しい変更
- (2) 事業費の減
- (3) 事業の中止

なお、支援金要望額に対して支援額が減額された場合、その差額分の変更はこの限りではない。

2 実施要領第8に規定する計画変更承認申請書の様式は、次のとおりとする。

ふるさと信州棚田支援事業計画変更承認申請書 (様式第3号)

第5 実績報告

実施要領第9に規定する実績報告書の様式は、次のとおりとする。

ふるさと信州棚田支援事業実績報告書 (様式第4号)

第6 支援金交付事務

「長野県土地改良事業等補助金交付要綱」（平成26年3月28日付け25農整第734号農政部長通知）によるものとする。